一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構

定　　款

一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構　定款

第１章　総　則

（名称）

第１条　当法人は、一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構と称し、英語名はJapan Chiropractic Register（略称 JCR）とする。

（事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

２　当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第３条　当法人は、本邦においてカイロプラクターの公的資格制度が設置されることを目標に、カイロプラクターの登録試験や登録事務を行うとともに、登録を更新するための研修の実施等、会員に共通する利益を図る活動を行うことを通じて、カイロプラクターの業務倫理の遵守や資質の向上に努め、もって国民の健康と安全に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

⑴　カイロプラクターの登録試験の実施に関する事業

⑵　カイロプラクターの登録の実施に関する事業

⑶　登録者に対する研修の実施

⑷　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告の方法）

第４条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第２章　資産及び会計

（拠出する財産及びその価額）

第５条　当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者　　日本カイロプラクティック登録機構

拠出する財産　現　金　金３００万円

（基本財産）
第６条　当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものを基本財産とする。
２　基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
３　基本財産の一部を処分する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第７条　当法人の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）
第８条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、（１）の書類についてはその内容を報告し、（３）及び（４）の書類については承認を受ければならない。
⑴　事業報告
⑵　事業報告の附属明細書
⑶　貸借対照表
⑷　損益計算書（正味財産増減計算書）
⑸　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）
第１０条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（評議員）

第１１条　当法人に、評議員３名以上を置く。

（選任及び解任）

第１２条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

２　前項の規定は、評議員会の特別決議により、変更することができる。

３　評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第１４条　評議員に対して、評議員会への出席に係る対価として１日当たり金１万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第２節　評議員会

（権限）

第１５条　評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

（開催）

第１６条　定時評議員会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

（招集権者）

第１７条　評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

２　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の

理事が招集する。

（招集の通知）

第１８条　理事長は、評議員会の開催日の５日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第１９条　評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第２０条　評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　一般法人法第１８９条第２項の決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（決議の省略）

第２１条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２２条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２３条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員等及び理事会

第１節　役　員　等

（役員）

第２４条　当法人に、次の役員を置く。

⑴　理事　３名以上

⑵　監事　２名以内

２　理事のうち１名を代表理事とする。

（役員の選任等）

第２５条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２６条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

２　理事長は、当法人を代表し、その業務を統括して執行する。

（監事の職務及び権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事若しくは監事が欠けた場合又は第２４条第１項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事と

しての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２９条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第３０条　理事及び監事に対して、理事会への出席に係る対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

２　理事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（取引の制限）

第３１条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

⑴　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

⑵　自己又は第三者のためにする当法人との取引

⑶　当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３２条　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

２　当法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定め

る最低責任限度額とする。

（最高顧問及び顧問）

第３３条　当法人に、最高顧問１名及び顧問若干名を置くことができる。

２　最高顧問及び顧問は、有識者及び学識経験者から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

３　最高顧問及び顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会の会議に出席して意見を述べることができる。

４　最高顧問及び顧問の解任は、理事会において決議する。

５　最高顧問及び顧問の任期は、４年とする。ただし、再任を妨げない。

６　最高顧問及び顧問は、原則として、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第２節　理事会

（権限）

第３４条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

⑴　業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　代表理事の選定及び解職

（招集）

第３５条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

３　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）

第３６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３７条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議が

あったものとみなす。

（報告の省略）

第３８条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第１９７条において準用する同法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第４０条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第５章　事務局

（設置等）

第４１条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長、部長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第６章　一般会員及び賛助会員

（会員）

第４２条　当法人にカイロプラクターとして認定登録した個人を一般会員とする。

２　当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とする。

３　一般会員及び賛助会員の入会及び会費等に関する必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める会員規程によるものとする。

第７章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第４３条　この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

２　前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

（解散）

第４４条　当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第４５条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　附　則

（設立時の評議員）

第４６条　当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員　　竹谷内　克　彰
設立時評議員　　鎌　田　徹
設立時評議員　　城戸﨑　九一郎

（設立時の役員）

第４７条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　後　藤　雅　博
設立時理事　　荒　瀧　美　由　紀
設立時理事　　山　田　敏　貴
設立時代表理事　後　藤　雅　博
設立時監事　　松　永　典　弘

（最初の事業年度）

第４８条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和６年４月３０日までとする。

（設立者の氏名又は名称、住所及び代表者）
第４９条　設立者の氏名又は名称、住所及び代表者は、次のとおりである。
住　所　東京都港区西新橋三丁目２４番５号
レック御成門川名ビル５０３
設立者　日本カイロプラクティック登録機構
代表者　村　上　佳　弘

（法令の準拠）
第５０条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本カイロプラクティック登録機構設立のため、設立者日本カイロプラクティック登録機構の定款作成代理人である司法書士法人もみき法務事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和５年　５月１８日

設立者　　日本カイロプラクティック登録機構

上記設立者の定款作成代理人
東京都新宿区高田馬場一丁目１７番１６号
プレミアパル．高田馬場４階
司法書士法人もみき法務事務所
社員　籾　木　　哲